

交付金の留保解除分の事業費として1,610万円を追加いたしまして、実施設計業務委託料800万円、汚水管布設工事請負費810万円を予定いたすものでございます。なお、実施箇所については、いずれも台町地区を予定しているところでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

### 議案第99号 平成23年度長井市 介護保険特別会計補正予算第2号

○佐々木謙二委員長 次に、議案第99号 平成23年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号の1件について。

小泉良一福祉生活あんしん課長。

○小泉良一福祉生活あんしん課長 議案第99号 平成23年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億1,788万9,000円といたすものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

介護の4ページをお開き願いたいと存じます。

歳入でございます。9款1項1目繰越金165万4,000円を追加するものでございまして、前年度繰越金でございます。

歳出でございます。5ページでございます。6款1項2目償還金に165万4,000円を追加するものでございます。23節償還金利子割引料でございます。22年度介護給付費国庫負担金等の事業費が確定したことに伴う返還金でございます。

以上でございます。よろしくご審査賜ります

ようお願い申し上げます。

### 平成23年度長井市各会計補正予算 案に関する総括質疑

○佐々木謙二委員長 概要の説明が終わりました。これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

#### 高橋孝夫委員の総括質疑

○佐々木謙二委員長 順位1番、議席番号13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 おはようございます。

私は市民生活の向上を願いながら総括質疑を行います。

通告をしております3点について質問申し上げますので、それぞれ答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、優良住宅地開発事業についてです。

9月定例会に、これまでではなかった長井市優良住宅地開発事業補助金交付規程を新設をすることと、それに伴う補正予算案が計上をされました。補正予算は可決されましたから既に施行に入っているということになりますけれども、私は、この示されました新たな制度の考え方について少し整理をさせていただきたいと思って今回、質問をさせていただきたいと思っております。

第1点目は、これまでの市内の宅地開発はどう展開をされてきたのか、教訓点はについて伺います。

長井市には、市内あちこちに民間業者による

宅地開発事業が展開をされてまいりました。古いところでは、長井駅西側の中道地内の駅裏宅地開発、清水町2丁目を中心とした宅地開発、また中道の百間道路西側で市営中道南団地周辺の宅地開発、さらに屋城町、いわゆる病院の南東側の開発事業、あるいは館町北地内の最上川堤防に沿った宅地開発などが展開をされてきたと思っています。そして近年では、台町地内のココ・コーラの南側での宅地開発であるとか、館町南地内の野川食肉北東側の開発事業、あるいは中道1丁目地内のJ A中道住宅団地や平山地内の松田橋南側の開発などがあったと思います。

民間業者ばかりではなくて、長井市も関係をした形での宅地造成事業も展開をされてまいりました。思いつくままに申し上げてみますと、萩公園北側の萩団地を中心とした宅地造成事業、旧長井中学校跡地での宅地分譲事業、寺東土地区画整理事業、そして大小さまざまな形で展開をされてきた市営住宅供給事業などが代表的なものと思います。

私は、まず昭和30年代から50年代にかけて展開をされた宅地開発事業などでは、いずれも道路が狭いこと、緑地等の面積が少ないこと、そして何よりも、いずれもアクセス道路が十分とはいえず、袋小路が多く、幹線道路などへの通り抜けができないという場所になっていることなどが見られるし、できるだけ売る区画を確保するということが優先されたのではないかと感じられる開発が中心だったのではないかと感じています。

このことは、民間事業であっても公共事業であっても同様であり、開発事業が展開をされた後に除雪や防火、防災上はもちろん、日常における生活面でも影響が出てきて、結局は行政が手をかけなければならないという事態につながってきた面も多々あったと感じています。

近年になって展開をされてきた宅地造成事業

などを見れば、確かに道路はそれなりの規格になっておりまして、緑地の確保などは配慮をされてきていると感じますけれども、しかし、依然として幹線道路とのアクセスは不十分、通り抜けができない、行きどまりの開発となっていると感じているのは私だけではないと思います。

そこで、まずまち・住まい整備課長にお伺いをいたします。

長井市における、これまでの官民を問わずに行われてきた宅地開発事業などはどう展開をされてきたのか、その中で問題点はなかったのか、結果として後日、行政がかかわりを持たなければならなかったという事態はなかったのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っています。

○佐々木謙二委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

資料は昭和50年代からの資料しかございませんので、その中でちょっとお答え申し上げたいと思います。

市内の都市計画区域内における開発許可が必要な3,000平米以上の民間による宅地住宅の開発事業につきましては、昭和50年からこれまで12件がございます。そのうち50年から60年にかけて行った住宅地開発事業については、市道の基準などを明確にしていなかったこともありまして、狭隘な道路、それから行きどまり道路、いわゆる袋小路などの道路についても寄附を受け、市道として管理してところがございます。

しかし今、委員からご指摘があったように除雪、それから雨水排水処理、袋小路で回転広場がないなど、支障を来しているところもありますので、開発行為の計画段階で十分に事前協議を行って、無秩序な開発にならないような適切な行政指導を行うべきだったというふうに思っております。

そういったことを踏まえまして、平成3年に

なりますが、市道認定基準を策定したところ  
 でございます。市道として管理する道路の基準を  
 定めまして、市道寄附認定するに当たっては十  
 分な計画段階で事前協議を行いまして、設計基  
 準を明確にしたところでございます。

基準の主なところでは、道路幅員が6メー  
 トルだったり、あと行きどまり道路、袋小路につ  
 いては回転広場を設ける、排水施設の整備など  
 基準を明確にしまして、その後の開発で道路築  
 造していただいております。以上でございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます  
 した。

私は、課長が言われたとおり、決して十分で  
 はなかったけれど、それはただ当時の基準など  
 はクリアをしてきたんだとは思ってますけれど  
 も、しかし、そこからのやっぱり教訓点もあ  
 って、行政側としてはいろいろな意味で、その  
 認定基準を策定をする、道路の幅員などにつな  
 がってきたということは、それは今の話で理解  
 できました。

続いて、2点目について質問をさせていただ  
 きたいんですが、宅地開発の際に、今も課長か  
 らお話ありましたけれども、行政はどこまで意  
 見を言うことができるのかについてお聞かせを  
 いただきたいと思います。

これは私も含めてですが、その宅地開発など  
 が展開をされているとき、途中でもそうですし、  
 開発が終了した後でよくこういう話が出ます。  
 何でこんな狭い道路にしたんだと。あるいは、  
 これでは除雪がちゃんとできないだろうと思わ  
 れる。さらには、こんな袋小路の開発がなぜ許  
 可をされるのかというような疑問が私は多々出  
 されてきたと思えます。

私が感じるのは、その出されるような疑問と  
 いうのは、まさに率直な感じ方でありまして、  
 開発行為の申請時点でなぜ指摘できなかったの  
 だろうかと考えてしまうわけです。そこで、課

長にお伺いをしたいわけですが、行政は  
 こういった開発行為の申請を受け付ける、受理  
 をするわけですが、その時点でどこまで  
 意見を言うことができるのかどうか。その結果、  
 民間業者などに対して改善を求めるのは、どこ  
 まで改善を求めることができるのかについてお  
 聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 浅野敏明まち・住まい整備  
 課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上  
 げます。

都市計画区域内につきましては、3,000平方  
 メートル以上の住宅地開発事業などにつきまし  
 ては都市計画法上における開発行為の許可が必  
 要になることとなります。その場合は事前の協  
 議を行うことになっておりますので、開発によ  
 り影響を受ける公共管理者または管理予定者も  
 含まれます。そのほか関係法令の規定に基づく  
 許認可等を必要とする関係部署などと十分な事  
 前協議を行わなければなりませんので、それぞ  
 れの立場から計画についての意見、指導を行う  
 ことができますので、現在でもそういったこと  
 を行っております。また、開発行為に係る許可  
 基準に合致しないときは、それぞれの条件を付  
 することも可能となります。

しかし、それ未満の小規模の住宅地開発事業  
 につきましては、道路を寄附して市道認定して  
 いただくような計画の場合は、一定の指導、意  
 見をすることが可能となりますが、市道認定を  
 受けないで宅地開発する部分については、行政  
 指導がなかなか及ばないというのが現状でござ  
 います。以上です。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます  
 した。

今、3,000平方メートル以上の部分とそれ以  
 下の部分という話があったわけですが、その  
 3,000平方メートル以上のところで行政が指導

をし、あるいは改善を求めることができる内容というのは、具体的にいうとこれとこれとこれなどということはお出できませんか。

○佐々木謙二委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 技術基準の手引きというのは県のほうで発行しております、まず、道路、公園、それから排水、上下水道、それからもっと細かいところでは構造物の設計基準などを定めておまして、そういう意味ではかなりシビアな基準となっております。以上です。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 それらというのは、道路であるとか、排水溝であるとかというところだけなのですか。防災、防火上というのは何かありますか。

○佐々木謙二委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 失礼しました。防災上の観点についても当然、基準に明確になっております。以上です。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 わかりました。

反面、小規模などといいますか、3,000平方メートルに満たないところ、これは、そうすると野放しということになりますか。2,000平方メートルでもいいわけですが、そこにこの宅地を張りつけて、道路もある程度切って開発行為をやるわけだけでも、しかし、その切った道路を市に将来、寄附として出さないということであれば、それは先ほど言われた幅員6メートルあればどういう形状のものでもいいというふうになるのでしょうか。

○佐々木謙二委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

市道認定基準でいきますと6メートルですが、市道として管理しない道路であれば、住宅は4メートル以上であれば建設可能でありますので、こちらが行政指導に及ぶのはあくまでも市道として管理する道路、ただ、今回の優良住宅地開発事業の規定でいきますと、1,000平米以上の宅地について補助金を交付する規定としておりますので、そういった補助金を受ける開発事業についても基準を明確化したところでございます。以上です。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 そうすると、このたび、この整備をした補助金交付規程によって、その補助を受ける場合は6メートル以上は必要になるんではないかという理解なんだと思います。わかりました。

こういった状態だということは理解しました。現時点で、これは課長に伺いますけれども、いろんな法の中で決められていることもあるんだと思うんですけども、どうもこの点は歯がゆいかな。こういう点でもう少し国の法の中で、あるいは規制の中で網かけができないか、あるいは指導ができないかという課題というのはあるんだと思うんですけども、それらは担当するところが一番わかるわけですが、そういったところ、実際事務を担当して考えられる問題点、あるいは将来に向かってこういう点はぜひ改善してもらいたいなどと考えている行政側からの視点で抱えている問題、あるいは解決しなければならぬとしてとらえておられるものがあれば、この際お聞かせをいただきたいと思っております。

○佐々木謙二委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

長井市の都市計画区域の場合は3,000平米以上の開発行為でございますが、山形市など市街

化区域を設定している都市につきましては、1,000平米以上の開発行為が必要となります。そういった意味では、小規模な宅地開発についても将来のことの環境を考えれば、そういった基準をやっぱり1,000平米以上あたりから明確にしとくべきではないかと思うんですが、なかなかこちらのほうに協議もならない開発も以前はあったというのは現状でございます。以上です。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 わかりました。なお、これらの解決に向けては、ぜひお力を尽くしていただきたいというふうに思っています。

次に、第3点目の先ほどから申し上げている優良住宅地開発事業補助金交付規程の施行は何を誘導しようと考えたのかということについてお伺いをしたいと思います。

まず、まち・住まい整備課長に伺いますが、本年10月1日から施行されている補助金交付規程というのは、どういったことを目的にして策定をされてきたのかについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○佐々木謙二委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

先ほどと重複しますが、過去には一定の宅地水準を確保できないまま住宅地開発事業を行ったところもありまして、先ほど申しましたように狭い道路、除雪や雨水排水処理など維持管理が大変なところもございます。今後は、道路の基準をはじめ、上下水道や排水設備などの公共施設の設置基準を明確にしまして、良好な住環境の整った住宅地開発事業を促進していきたいというふうに思っております。そのためにも、3,000平方メートル以上の住宅地開発事業につきましては、開発行為の許可基準に合致することが条件になりますが、小規模の住宅地開発事

業につきましては開発許可を必要としないため、場合によっては劣悪な環境の宅地ができることも予想されるところでございます。

このたびの基準では1,000平方メートル以上の小規模の住宅地開発事業についても補助金を交付する上で優良住宅地開発事業認定基準を明確にしたところでございます。

平成14年度以降の住宅開発事業でございますが、3,000平方メートルの住宅開発は発生しておりません。久しぶりに3,000平方メートル以上の宅地開発を行ったわけですが、今後におきましても小規模の宅地開発が主な開発になるのではないかとというふうなこともありまして、1,000平方メートル以上の開発について基準を明確にして、良好な住環境をつくっていききたいというふうな趣旨でございます。以上です。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 今回の答弁にもあったとおり、大変重要なことだなと思えます。今まではなかなか規制かからなかった部分も補助金を交付をするということが前提になるわけですが、そこでできるだけ優良な宅地開発などにつなげていきたいという思いはわかりました。

私はちょっと整理ができないことが、しかしありますので、市長にお伺いをしたいと思います。

市長は、9月定例会の予算委員会で小関秀一委員の質問に対して、このように答弁をされています。「平成19年から西置賜建設業協会の懇談会とかに招かれておりまして、これは長井市の建築業の方が多く組織なんですけれども、南陽、米沢、高畠の建築が多いと。隣の白鷹町も飯豊町も町で分譲していると。そんなことで我々のところ、仕事がないと。なかなか町でやった分譲地には我々は入れなくて、かといって長井市は民間の開発業者がほとんど過去10年間なされていなかったと。小さな区画はあったんですけれども、そんなことから住宅地の供給と

いるのが必要んじゃないかという要望はいただいております。そんなことから、3万人復活を打ち上げたときに、22年度あたりから市で宅造事業を行いたいということだったんですけども、ご承知のとおり開発公社は解散せざるを得なくなったということで、なかなか難しい状況にあります。ただ、今後3年以内ぐらいにそういったことも実現したいと思っておりますが云々」と答弁されてるわけです。

私は、この答弁で触れられている今後3年以内ぐらいに市で宅造事業も実現したいと思っておりますという内容については、率直に言って、なかなか整理できません。さきの9月定例会で、先ほどから申し上げている新たに補助金交付規程をつくり、補正予算に必要額を計上したということについては、長井市では今後、宅地開発等の事業は民間事業者を中心に展開していくように誘導していく施策として整備していくものと私は考えておりました。ところが、申しあげましたような市長の答弁については、ちょっと整理をつけられないでいるんです、そういう頭でいたもんですから。

ぜひ、きょうの段階で9月の時点で答弁をさせていただきます内容について、具体的に展開しようと考えておられるのかどうかについてお聞かせをいただきたいと思っておりますし、概要などまとまっているものがあればお示しをいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

高橋委員がおっしゃいますように、9月の予算総括の中で答弁させていただきましたが、ここ3年以内ぐらいにぜひやりたいものだといいことでございますけれども、その答弁の趣旨は、さまざまな先ほど高橋委員がおっしゃった長井・西置賜建設業組合、これ主に建築、大工さん、あるいは左官屋さん、そういった方々の団体でございます。それ以外に宅建協会西置賜支

部あるいは建築士会さんとの懇談会、さまざまございます。その中で、私が就任当時からのいろいろ要望ありましたのは、長井市は優良宅地がほとんどない、しかし、ぜひ長井市に住みたいという声は前々からあるんだと。ぜひ、もう民間ではリスクが高くて宅地の販売の事業ができない状況にある。市あたりでも、ほかの市町村のように宅造事業ですね、ニュータウンの造成、販売などを検討していただきたいという声がありました。それ以降については、高橋委員からあったとおりでございますが、しかし、なかなか難しい状況にあると思います。

今たまたま、このたびの開発行為、3,000平米以上のものでございましたけれども、まち・住まい整備課と協議した中で、やはり3,000平米以上じゃなくて1,000まで下げるべきだと。それは高橋委員がいろいろ質問されて、課長が答弁した趣旨でございます。

しかし、その実態を見てみますとどうも、例えば競売で安く土地を購入することができた、あるいは地権者の理解を得て、安い供給価格で販売できる見通しのもの以外はなかなか私は難しいというふうに見ております。

これが正しいかどうかは検証しなきゃいけないと思いますが、そういった中で、もう既に今年度から国の認定を受けて街路事業がスタートしたわけでありまして、本町の街路事業であります、あわせて、この街路事業、桐町成田線の工事が終わりますと、その後、長井駅前通りについても同様の事業を県のほうにお願いして、方向性としてはご同意いただいていると。そうしますとどういった状況が起きるかとお申しあげますと、さまざまな方々の移転が生じてくると。そういったときに果たして長井市の、例えば中央地区だけではないんでしょうが、十分な住宅地の供給ができるかといったことを考えた場合、今でさえ長井市に住まないで、新たに米沢市、南陽市、山形市に土地を求めて転出される方が

+

多くいらっしやると私は思っておりますので、そういった対策として今後考えていきたいというふうに思っています。

具体的には過日、今年度でございますけれども、こういった建設業組合の皆さん、あるいは宅建協会、建築士会の皆様との懇談会を設けておりまして、その中で、長井市としての宅造事業の可能性についていろいろ意見交換をして方向性を今、検討してるところでございます。以上でございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。

きょうの山形新聞に13市の市長の1週間の予定が出てるんですけども、これ毎週なんですけど、長井市長の場合は、20日の午後に市の優良住宅地整備事業検討委員会というのが入っておるんです。これは私、ちょっと今まで見たことなかったんですけども、今、市長が言われた考え方と関連をするんですか、どういう規模の、それからどういう人たちが入った中での検討委員会というふうになるんですか。現状でわかってる段階でお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいま私が最後に答弁した内容が、この検討委員会のことでございます。

これは、ことしの初会合が9月だと思いますが、詳しい内容はまち・住まい整備課長から答弁いたさせたいと思います。

○佐々木謙二委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 検討委員会につきましては、11月9日に第1回目を開催させていただきました。そのメンバーでございますが、氏名のほうはあれなんですけど、宅建業界のほうからの推薦、それから建築士からの方、それから建設業の方等で合わせて8名の方でございます。以上です。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 私どもがというよりも、私が考えてるよりは随分進んできているんだなというのが率直に感じたところです。

先ほど市長は、こういう業者の方からこういう指摘があるというふうにおっしゃった中で、長井市には優良宅地がほとんどないというお話があったわけですが、このことの要望の趣旨というのはちょっと私、疑問なんです。

長井市はこれまで、例えば寺東土地区画整理事業に代表されるように、市内の中心部しかも北側というふうに言われているところで優良な宅地を造成をする、あるいはまちづくりを進めるという意味で、かなり長い年月をかけて、かなり多くの資金を投入して事業を展開してきたんだと私は理解をしています。その中で、じゃあ、その後、完成をした後の緑町地内あるいは舟場地内の状態を見ればどうかと言えば、居つくかのアパートは建ちましたけれど、なかなか個人の住宅建設というところにはつながっていないというのが今の状態ではないかというふうに思います。

そういうことを見ると、私は今回どのようにこれから展開をされようとしてるのかというのは、これから協議を待たなきゃいけないし、検討も待たなきゃいけないと思いますけれど、もう少し慎重にあっていいのではないかというふうなところを今のところは感じているんです。

それは、1つは長井市内で近年開発をされた宅地分譲地、いろいろありますけれど、でも比較的よく整備をされているというふうに思われるところであっても、売れ残りを抱えてるという現実をやっぱり直視をしなければいけないんじゃないかというふうに思います。

2つは、行政が直接展開をしていく事業なのかどうかについて、やっぱりきちんと精査をしていく性質の事業ではないかというふうに思われること。

3つは、現実的に先ほど申し上げました寺東区画整理事業などのように、自治体がかかわって展開をしている宅地開発あるいは分譲事業の実情、これは白鷹の例もありますし、幾つか例があると思うんですね。そういう状況の把握をしながら、長井市の財政状態も含めた検証が必要であって、それらを踏まえて慎重の上にも慎重に事を進める必要があるというふうに私は考えてるわけですが、感じているわけですが、市長はどうお考えでしょうか。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員のおっしゃることはごもっともな点もございます。なぜ優良宅地なのに売れ残ってるのかというのは、今おっしゃるように、高過ぎるんです。

それは、例えばこの辺の普通のサラリーマンの年収は300万円あるいは200万円台が多い。共稼ぎで500万円というのが1つの基準です。そういった場合に、新たに自分のマイホームを建てるといった場合の金融機関の借入限度額というのは2,000万円から2,500万円が大体天になっております。そうしますと、土地に坪幾らのお金をかけることができるか。そして、都会並みに30坪、40坪で建てるということも、宅地がですよ、可能性としてはあるかもしれません。しかし、地方の実情として雪がありますし、あと車も、駐車スペースも要ると。そういうことを考えますと、最低でも70坪以上というのが基準であります。そういった場合に、どうしても高過ぎるということがあるのかもしれない。しかし、これは所有者の方の自由裁量でございますので、市としては、やはり高橋委員おっしゃるように、できるだけ民間に任せてやるべきじゃないかと思っております。

しかし、今回の東町の物件、例えば第二庁舎の東が、これはもう5年ぐらい前でしょうか、これもすぐ完売しました。それから、館町のN T Tの跡地のところであったり、あるいは今回

の旧グループの跡地であったり、発売とすぐ同時にもう全部売り切れるという状況、これが物語っているというふうに私は思っています。

しかし、まだあるからといって、じゃあこのまま手をこまねいていいのかと、せっかく長井市内に、長井小学校の学区で教育を受けたいという根強い人たちがたくさんいらっしゃるんですね。それは、周りの市町村からも長井小学校で教育を受けさせたいという話はよく聞きます。しかし、残念ながら土地を求めてうちを建てることできない。それを3万人復活を考えた場合に、やはりこれは我々行政としても考えなければいけないんじゃないかというふうに考えて、今、検討を進めてるという状況でございます。決して優良宅地ではないというふうに思いますが、やはり実情に合った宅地なのかと、価格なのかというのが問題だと思います。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 市長の勤労者の実態に合ったという考え方は、それは理解できます。私どもは、その3万人復活もそれは大切なことだと思ってる。だけど、行政として、じゃあ3万人復活をするために必ずやらなければならない事業なのかどうかという検証だっしていかなきやいけないんだと思うんです。

そういう意味で、私は、あそこで大丈夫だったらこっちもということには、そんな簡単なことではないし、慎重に検討してもらいたいなと、その上で結論を出していただきたいなというふうに思っているわけで、そこについて再度、見解をいただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 置賜の中で平成、ここ20年ぐらいですね、やっぱり分譲してないのは、市が区画整理事業とかもありますけども、かかってないのは長井市だけだというふうに思っています。

それから、やはり東根、古くは天童そして寒河江は、そういった宅地の分譲、区画整理事業

+

を含めてでありますけども、あと米沢市なども十分な供給をしながら、やはり人口の維持あるいは増加に政策的に、今まではうまくいったと思います。ただ、これからについては、やはりきちっと検討して分析しながら、これは慎重に進める必要があるというふうに思っております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。ぜひそのように対応いただきたいと思いません。

質問の第2について、建設課長にちょっとお伺いをしたいと思います。

きょう、私ども、この23年度の除雪計画をいただきました。ありがとうございました。ちょっと時間がないので、この除雪計画の中身について少しレクチャーをいただきたいと思ったのですが、ちょっと難しいので、本題というか私を感じてるところを申し上げて、ぜひ建設課長の見解をいただきたいというふうに思うんです。

除雪については、本当に朝早くから、それも雪の量によっては1日何回も出動しなきゃならないなど、本当に大変な中、奮闘をいただいていることにまず厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

そういう事態でありながらも、私はこの間、率直に感じていることをこれから申し上げます。私、ほとんど毎朝ですが、孫と途中まで小学校に通っています。そこは、冬期間になるとちょっと大変なことが多いのです。どういうことかという、私の孫は長井小学校へ通ってるわけですが、私のところから登校するには大体午前7時に出なければ間に合わないんです、子供の足で。その時点で、最初、歩道を歩くわけですが、歩道の除雪がされてないというところが間々あります。そういう場合は仕方がないので車道におりていくんですが、車道は除雪によって、わきに山のように積まれているわけで、狭

くなってるわけですね。とても危ないという状況になります。今度は県道に出て消雪道路を歩くんですけど、この消雪道路を歩くのが大変なんです。何が大変だかという、水がはけなくて、道路のわきに雪がたまっていると、そこに全部水がまた、たまるわけです。そこに車が来て、いきなりばしゃっという格好で水を浴びてしまうということが何回もあるわけです。

この時間帯の車は、時として、北中のスクールバスも通りますけど、子供のためにか歩行者のために徐行して歩くなんていう車、ほとんどありません。もうばあっと行くという、そういう状態なんです。

中央地区のこの辺の市街地のところの消雪道路は、児童生徒が通る時間帯は水を流さないという措置をしてるようですけど、私が通ってる県道、それから市道の一部もそうですが、ここはそういう措置がありません。ないから特になわけですけども、その被害は、だから北中と私どものあの辺から通う子供というのは、みんなそういう状況になるわけです。

これを何とか解消できないだろうかというふうにずっと私は感じています。これをするには、率直に申し上げますけれど、その地域に住む住民の方々からいろいろご協力をいただくことで、少しは私は解消につながるのではないかとこのように考えているわけですが、その辺も含めた対応策について、建設課長はどうお思いなのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○佐々木謙二委員長 松木 茂建設課長。

○松木 茂建設課長 お答えいたします。

まず、子供たちの学校に出かける時間に間に合わないというふうな部分があると、除雪をされてないというふうな部分なんですけど、基本的に朝1時から2時の間で積雪を観測しまして、2時以降3時までの間に出勤して、出勤も含めて朝7時ごろまでの時間帯で除雪を完了するというふうなめどで実施してるところでございます。

す。しかしながら降雪の時間、さっき申し上げました観測以降の、例えば5時ごろから激しく降ってきたというふうな場合もございますが、そういった場合はやはり出勤が遅れますので、そういった場合、間に合わないというふうな場合もございますので、朝から順次見回って継続して巡視はしてるわけですが、そういった場合もございますので、遅れるというふうなこと、ご了承を賜りたいと、こういうふうに思います。

あと、消雪道路の水のはね上げというふうな部分でございますが、消雪水については下り方向に流れるわけですが、歩道と車道の間の縁石、ここの部分についてはやはり全部スムーズに流れる状況ではないと、構造的にもそういうふうなわけですが、さらには歩道の除雪した雪が縁石等に積み重なるというふうなこともございますので、やはりたまると、抜けていけないというふうな状況も起こり得ます。

市としては、今までそういった状況、巡視で確認はしておるわけですが、状況確認の上、消雪道路であっても車道の部分、時に除雪車が入って取り除くというふうなことも対応してございますけども、やはり縁石の上、あるいは縁石と縁石の間に入ったといいますか、たまった雪、積み重なった雪、やはりこれはなかなか機械で一概にできないというふうなことがございますので、これは本当にさっき委員のおっしゃられましたように、手をかけるというふうなことの対応になると思います。

そういったときに、市でも委託の中では可能なわけですが、やはり全体の場所、距離等を考えますと、おっしゃられましたように地域の皆さんにでも含めてお願いといいますか、そういったことも考える必要があるというふうに思ったところです。

今後、なおほかの部分といいますか、積み重なってる部分、交差点等もございます。そういった部分の巡視に努めて、なるべくそういった

人手をかけられるような検討をしてみたいと。

あと、県道といいますか、県管理の国道あるいは県道でございますけども、これにつきましても、やっぱり同様の状況でございますので、毎年除雪事業の関係機関の会議でございますので、そういった折にもお話もさせていただいております。また、今申し上げましたそういった状況のとき、巡視に基づいて、その状況に応じて県のほうにそれなりの対応の要望をしてみたいというふうに思います。以上でございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。

もっと細かくお話しするつもりでしたけれども、ちょっとはしょってしまって大変恐縮です。今ほどお話しいただいた内容については、ぜひ配慮をいただきたいと思います。

ちょっとかなりはしょっていますが、質問の時間がなかったので、質問の第3点についてお伺いをしたいと思います。

きょう、委員長の許可をいただきまして、置広の全協で示された「紙おむつに係る手数料無料化について」という資料を配付させていただきました。これに基づいて質問をさせていただきたいというふうに思います。

来年の4月から、置広を構成する3市5町でゼロ歳から2歳までの子育て支援策として、紙おむつに係るごみ処理手数料を無料化するための措置、1人当たり年間30枚の指定ごみ袋を無料配布する、この助成事業は置広の事業として展開をして、事業に充てる財源は再商品合理化拠出金をもって充てるという中身のことが示されています。

この考え方については、長井市議会では前議員である蒲生吉夫さんが山形市を中心とする広域組合で既に実施をされているということを紹介をしながら、子育て支援と障がい者や高齢者

+

等の支援策の一つとして展開できるようにと提言されたことがありました。これは置広の議会でも話がありまして、この間、検討されてきたもので、ようやくこの方向性が固まったということになるととらえています。

そこで市民課長にまずお伺いをしますが、長井市としては置広の方向性を受けて具体的には今後どのようにこの事業を展開をされようと考えておられるのか、その際の具体的な担当課はどこになるのかなども含めてお聞かせをいただきたいと思えます。

○佐々木謙二委員長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 お答え申し上げます。

現在、方向性として定まっているのは、24年の4月から始めまして、ゼロ歳から2歳までの保護者等の方に可燃ごみ袋を年間30枚支給するということが決定されておりますが、さらに詳しいことについては、ただいま検討しているところであります。

それで、どのようなやり方があるのかどうかということで、これがどこの課が配布をしたらいいのかというのは、その方法が決まらないと担当する部署も正式には決まらないというふうなことです。市民課を中心に子育て支援課、それから健康課等の関係各課とこれから具体的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 検討中ということだということですから、なかなか進みません。ただ、来年の4月からですから、できるだけ早い機会に、この方向性、長井市としてどう展開をするのかというところは決めなきゃいけないと思うんですが、それは時期的なめどとしてはどの辺を考えておられますか。

○佐々木謙二委員長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 1月中に衛生主幹会議が開かれまして、最終的に理事会決定ということ

で1月中には方向性を出していただいて、3月の最悪15日あたりに広報しないと周知ならないのかなというふうに思っております。それで3月の頭ぐらいには方向性をもう具体的に決めて、市報の原稿等を調整しなきゃならないなど、最悪、遅くてもそのようなスケジュールかなというふうに考えております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 市民課長がとらえておられる認識と私の認識が違うのですが、もう置広の方向性は決まったわけでしょう。それを市民に無料配布をするということ具体的はどうするのかというのはそれぞれの市町村で決めなきゃいけないことで、その検討がどうなっているのかということをお伺いしてるのですが、そうではないのですか。

○佐々木謙二委員長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 ただいま置広で検討している課題については、ごみ袋の配布対象年齢の基準日の設定、それから置広から各市町へのごみ袋の送付方法、それから各市町の保護者の配布方法、これが、ごみ袋が証紙ということの取り扱いになっておりますので、そのシステムを崩さないような形で配布したいというのが置広の考え方ですので、そのやり方をどうするかというところが一番の問題かなというふうにとらえております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ちょっとそこは私、違うと思うんですが。市町村でもう具体的にこれはこういうふうをしたい、置広では、一度に30枚ずつだあっとすることは難しいと言ってるわけです、これは。もちろんそうです、枚数ありますから。年間何回かに分けてというところはありますけれど、しかし、この長井市で指定ごみ袋を無料で配布をする方法の方向というのは、今の段階でも私は議論してできてくるのではないかなというふうに思うのですが、そういう理解

ではないのですか。

○佐々木謙二委員長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 ごみ袋を直接、長井市にまとめていただいて、そこから現物を配布するというやり方がとれないと。あくまでも置広で考えている方法については、各小売店から証紙として販売してるわけですので、そのシステムを使いたいというのが、どうも配布方法でなかなか決まらないところかなというふうに見ているところがございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ちょっとそこは認識が違ようです。私も、来月ありますから、もう1回詰めてみたいというふうには思います。

今度、福祉生活あんしん課長にお伺いをしますけれど、今回は置広は、置広独自の助成措置ということで決めたわけです、子育て支援に特化して。だけど、置広でも要望があり、さきに申し上げた蒲生吉夫議員がその指摘をされた中身では、在宅介護者であるとか、あるいは障がい者の紙おむつの関係でのごみ処理手数料の無料化ということも言われています。置広では今回、そこまで踏み込めなかったというふうに言っておって、しかし、今後も検討するのだというふうに言ってるわけです。

福祉生活あんしん課長からは、現時点で在宅介護あるいは障がい者に対する紙おむつ支給あるいは支援などの方策はどうなのかについてお聞かせをいただきながら、市長からは、長井市のスタンス、基本的な考え方として、置広、今回、子育てに特化してますけれども、これから具体的に議論をされるであろう在宅介護者や障がい者についても支援策として拡大するという方向性の議論に対してどう臨まれるのかお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 小泉良一福祉生活あんしん課長。

○小泉良一福祉生活あんしん課長 お答えをいた

します。

長井市で今、行っている紙おむつの支給事業でございますけれども、まず介護保険では地域支援事業としての紙おむつの支給事業、要介護3、4、5に認定された常時失禁状態にある居宅の要介護被保険者で所得要件が500万円というふうなことでございまして、生計中心者が所得税非課税の方に配布をしてるところでございます。

それから、障がい者に対しましては、長井市日常生活用具給付事業というふうな形で、脳原性運動機能障がい等の排尿あるいは排便の意思表示が困難な方に配布をしてるところでございます。

それから、もう一つは、長井市心身障がい者地域福祉対策促進事業というふうな形で、これも身体障害者手帳所持者で常時失禁状態にある方に対して支給をしてるというふうなことでございます。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

せっかく、ことしの3月に元蒲生議員からのご提案ということだったものですから、私としては、ぜひ置広で取り組むべきだというふうに考えておったんですけれども、ご承知のとおり、最初、米沢市で単独でやるんだという話だったものですから、私は理事会で異を唱えました。やはり今回の置広での協議会で出た提案だから、これはぜひ置広で取り組むべきだと。また、それぞれの市町村独自の考え方でいきますと、行くところと行わないところが出てくるから、これは置広として、やはり財源も確保してやるべきだということで私は提案申し上げまして、それに賛同いただいたということから、この事業が実現したというふうに思っております。

残念なのは、やはり今、福祉生活あんしん課長のほうからありましたように、介護の方等々についてはそれぞれ市町ごとに対応がまちまち

+

であるということから、残念ながら今回は、とりあえず子育てのほうをまずはすぐ実施して、後日、検討してやっていこうということでございます。私はぜひ、やはり子育てだけではなくて介護等々の皆さんにも支援すべきだと思っております。まずは置広で検討して、3市5町で同じように対応したいというふうに思っております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。

ぜひ、いいことです。きちんと対応いただけるようお願いをしておきたいと思っております。

ただ、先ほど市民課長からありましたように、これ具体的にどうするかって、かなり面倒くさいところがあります。けれども、細部見れば、もう固定して、こういう方法で長井市はやりましょうということはかなり前倒しでできると思っておりますから、私は早目にやっぱり対応をいただいて、早目に市民の方にも周知をいただきたいというふうに思っておりますし、そういう意味では、これから頑張っていたいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げながら質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

### 梅津善之委員の総括質疑

○佐々木謙二委員長 次に、順位2番、議席番号2番、梅津善之委員。

○2番 梅津善之委員 どうも、おはようございます。

初めての予算総括質疑でございますので、雪降る、今は小降りでございますけれども、温かい市民の生活のために温かいご返答をいただければありがたいかなと思って質問をさせていた

できます。

これからの農業の支援についてということで2点ほど通告させていただいております。

1点目について、特別栽培についてということでお話しさせていただきたいと思っております。

一言に特別栽培と言いましても有機栽培、減農薬、減化学肥料栽培、さまざまあるわけです。今までもさまざま一農業者として取り組んできていることでございますし、当長井市が取り組んでおります循環のまちづくりにも合致した非常にいい農業、これから農業を担うためにも大切な栽培でないかなと私自身考えておるわけでございますけれども、それに対しての当長井市、さらには、これからどのような支援が必要かということについて農林課長のほうにちょっとお尋ねしたいと思っております。

今まで認定農業者を含め特別栽培についての観点から、どのような支援が行われてきたかについて若干、農林課長のほうからお話を伺いたいと思っております。

○佐々木謙二委員長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 梅津委員のご質問にお答えをいたします。

まず、水稲の特別栽培の面積でございますけれども、平成22年度からは特別栽培に係ります面積の配分措置がなくなったということなことで把握はしておらないわけですが、20年度については3万5,012アール、平成21年度は3万7,436アールの特別栽培の面積がございました。平成23年度の大豆につきましては1万5,494アールございまして、それぞれ取り組んでいただいております。

特別栽培にかかわります支援につきまして、経過でございますが、16年度から18年度までは土づくり活性化事業として行ってまいったところです。現在は、平成22年度から実施しております長井市農産物等ブランド化推進事業という中で、レインボープラン認証及びレインボーブ